慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	戸田海市氏著 日本の経済
Sub Title	
Author	高城, 仙次郎
Publisher	三田学会
Publication year	1911
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.5, No.4 (1911. 10) ,p.555(207)- 559(211)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	批評紹介
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19111020-0207

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

版することに決定し著書の選擇及び飜譯の監督の爲委員を選定せり而して既に決定したる著書は伊佛獨の斯學に關する名著にして未決の分を合せて都合十二冊を『近世法律哲理叢書』として ボストン書籍會社より順次出版する由なり

批評と紹介

ドクトル ユーリス 神戸寅次郎著 權利質論

大判百〇八頁　四十四年九月東京巖松堂出版
定價不明

本書は現に慶應義塾大學部にて民法の講座を擔當せる神戸氏の新著にして、曩に權利質の總論の意味にて、法學協會雜誌に掲載せられたる論文を修補し、尙ほ新に轉質の項目を加へて出版したるものなりと云ふ、之を二章に分ち、第一章にて權利質の總論を試み、更に之を三節に細分して第一に權利質と物上質との區別を明にし、第二にて權利質の本質を說明して、權利物體主義と讓渡主義とを區別し、讓渡主義を排斥して權利物體主義を採り、進んで權利物體主義と日獨民法とを對照評論したり、第三にて權利質の法律上の性質を論じ、各種の學說を述べ、獨逸民法の立法政策と我民法の規定とを說き、權利質權は物權にも非ず、債權にも非ず、一種特別の權利にして、我國法上その目的の必要なる範圍に於て、之に物權性を附與したるものに外ならざる次第を論斷したり、次に第二章にて轉質を論じ、細論して承諾轉質、通知轉質、責任轉質及び轉質の法律上の性質を順次說明し、沿革を述べ、立法例を揭げ、學說を評し、日獨民法の規定を比較論評する等轉質の法理を說て遺憾なしと云ふ可し、僅に百頁餘に過ぎざる一小冊子なれども、民法上最も至難の問題を明瞭に論述したる著者の手腕は之を認めざる可からず、評者は敢て此書を我國の民法研究者に薦む

ると同時に著者神戸氏が一日も早く民法全部に亘る大著を公にせられんことを希望するものなり。（板倉卓造）

法學博士 戸田海市著 日本の經濟

大判七百十八頁　四十四年八月博文館發行
定價一圓五十錢

本書は我國屈指の經濟學者にして且つ達筆家たる著者が過去數年間に於て發表したる主として我國の經濟問題に關する論文及び講演の筆記を編纂されたるものなり。全書を分ちて四部となし、第一部は總說、第二部は農工商業、第三部外國貿易、第四部は金融貨幣及企業を論ず。第一部總說にて著者は我國と歐米との間の經濟狀態の相異を詳論し、彼の模倣のみに依りて我經濟的發展を企圖するの無謀なるを指摘し、彼我習慣の根本的懸隔を說くこと極めて適切なり、第二部は農工商業と題すと雖も其精粗の程度一ならず。第二部の頁數は三百六十頁なるが、其中三十頁は農業を論じ、殘りの三百三十頁は之を商業政策論に充てたり。工業論に至りては餘り多くの注意を受けざりしが如し。然れども、此部は全書中最も嶄新の觀察と研究の結果を含み居るならん。農業を論ずるに當りて著者は我國の經濟の根本は農業に在るも農業は猶幼稚なりと論し、其理由は農民の因循姑息に在りと說き、農民保護の一策と目され居る米穀輸入稅は農民をして依賴心を生せしむるのみにて無形の弊害多しと結論せられたり。著者は進んで園藝の奬勵を論じ、轉じて商業政策論に移り、取引所の弊害を除去するには取引所の役員の人選と同業者の相互監督に意を用ゐるを以て最上策と主張し、轉賣、買戻にも課稅する代りに一般の稅率を低減すべしと提言し、進んで直取引

禁止に關する政府の失策を論ぜられたり。其他小賣百貨店、均一店に關し嶄新奇拔の意見を發表せられ、殊に我國の掛賣の弊害及び其原因を述べ盡して殆んど剩す所なし。第三部外國貿易には著者獨特の識見と穩健の筆鋒を以て自由及び保護の利害得失を論じ、第四部金融貨幣及企業にては主として幣制と價値とを論じたり。

全書を通じて議論は概して穩健着實にして、常に學理を基礎とせるが而かも其れに偏せず、經濟事情を說明するに當りて平凡に流れず、全篇を通じて學理と實際との調和に　を用ゐられたるは讀者の多と爲す所也。文章は又平易流暢にして難澁の字句を避け、而かも「和服を着た不忠不孝者もあれど洋裝の愛國者とある。味噌汁を吸ふ賣國奴も居ればバタを嘗める國粹論者も居るが如く」云々等の奇句に富み、讀者にして一度び此書を繙かんか、寢食を忘れて之を讀下するを得ざるに至らしむるものあり。

然れども臘を得て蜀を望むは世の常也。本書は終始一貫せる著書に非ずして、諸種の論文及び講演の筆記を編纂したるものなれば、精粗一ならず、文體も普通の論說體に次ぐに講話體を以てし、議論に於ても多少前後矛盾せるが如き觀ある所なきにしも非ず。例へば、貨幣の性質を論ずるに當りて（六〇六頁）著書は

「多數の學者は作用の點より貨幣を定義して一般に用ゐらる交換の媒介物とせり。――然し乍ら此見解は狹きに過ぐ。試に吾人が日常貨幣を如何なる用途に充てつゝありやを見るときは、吾人は之を價格の一方的移轉の手段として使用するの必要を感ずるは殆んど之を交換の媒介卽ち價格の双互的移轉の手段として用ゐるの必要に劣らざることを發見すべし」。

と論じ、貨幣の用途は交換の媒介と一方的支拂手段にありとせらるゝにも拘らず、後段價値を論ずるに至りて（六七四頁）左の如く主張せらるゝを見る。

「貨幣は交換の媒介物に外ならざる故に」云々又（同頁）

「抑も貨幣を組成する物體は人の欲望を滿足するの力ありと雖も之を貨幣として使用ずる場合には單に交換媒介の具に過ぎざるが故に」云々

惟ふに此矛盾は著者が前段に於ては「交換の媒介物」を狹義に解し後段にては其れを廣義に解せられたるに胚胎せるならん。

本書の議論は概して正鵠を得たるものなるが如くなれど時としては明瞭を缺く虞あるものなきにしも非ず。例へば取引所稅中、證券の額面割課說を論ずるに當りて、著者曰く（八一頁）

「英國は百磅以上に對しては六片なれども百磅以上に對しては一片なり。故に其率は二萬四千分の一より小なり」

百磅以上の「上」は蓋し「下」の誤植ならん。若し然らば百磅以下の證券に對する一片は額面價格の二萬四千分の一よりも小なるや。十二片を以て一志となし、二十志を以て一磅となす故一磅は二百四十片に當り、百磅は二萬四千片なり因是、一片は正に百磅の二萬四千分の一なり。然れども、百磅以下卽ち九十九磅、九十八磅等に對しては一片は額面の二萬四千分の一よりも小なりと云ふことを得るや。九十九磅は正に二萬三千七百六十片なり。故に一片は額面の二萬三千七百六十分の一にして、二萬四千分の一より大ならずや。此事小なりと雖も漸く經濟學も科學の仲間入りをなさんとしつゝある今日之を忽諸に附すべからず。

又、小賣取引の改善策を論じて曰く（二七五頁）

「歐米の如く小賣市場が重に現金取引となれば生產者は生產を終ると直ちに之を現金で卸賣商人に渡して資本を回收し、其資本を以て直ちに又新なる生產を營むことが出來、之が爲

め一國の資本は一年中に何度も迅速に運轉せらる。然るに我國の如く小賣を信用取引とするときは資本の回轉の速度が大に遲緩とならざるを得ない。云ふ迄もなく我國は歐米に比して資本が少ないといふのは其實資本回轉の速度が鈍いと云ふことが大原因であるが、此速度を增加して資本を豐ならしめんとすれば是非共小賣取引を重に現金拂とせねばならぬ

（註、圏點は評者の附けたるものなり）

「資本」を分ちて貨幣と貨物との二となすことを得べし。世人が「資本」と云ふ時は或は貨幣を意味し或は貨物を意味す。著者も亦前掲拔萃中「資本」を二個の意義に用ゐられたるに非ずや。著者の所謂「資本」とは前後の關係より見て貨幣を指すものゝ如し。次に「資本」は貨物を意味するが如し。「資本」は兩者の何れに屬するや明ならず。

されば貨幣の流通高及び貨物の現在數量に異動なき限りは貨幣循環速度の增大は貨物運轉の速度を意味する故貨幣循環の增進は資本運轉を迅速になすと云ふことを得べし。然れども果して著者の論ずるが如く、小賣市場が重に現金取引となれば貨幣循環速度を增し得るや疑はし。假りに月收三十圓の人ありて一日に一圓宛の信用買をなし、晦日に月給を受取り支拂をせしとせよ。

然るに各個人の貨幣運轉の速度は或一定の期間に於ける支拂金額を同期間の所持金の平均額を以て除したる商なり。而して晦日一日の所持金三十圓の一ヶ月間の一日平均は一圓にして支拂總額は三十圓なるを以て此人の貨幣運轉速度は正に一ヶ月三十回なり。反之此人が若し朔日に三十圓の正金を有し一日に一圓宛の買物をなし正金を其都度支拂たりとせんか、支拂總額は依然前と同じく三十圓なるも、所持金の一ヶ月間の一日平均は十五圓五十錢なるを以て此場合

に於ける貨幣運轉速度は一ヶ月二に滿たず因是前者と後者との間に十五倍の相違あり。而して一國の貨幣循環速度は各個人の貨幣運轉速度の平均なれば、現金支拂の風習を有する國民の貨幣循環速度は遲鈍にして、信用制度の發達せる國の貨幣循環速度は敏活なり若し果して然らば、小賣市場が信用賣買を減縮して以て一國の貨幣循環速度を增し且つ之に由りて資本の運轉を迅速ならしむることを得るや。

著者の我國に於ける掛賣の弊害及び掛賣の原因に關する說は名論にして些の間然する所を見ず。評者も亦掛賣の弊害を除去するには現金拂の奬勵は其一策たるを信ずる者也。されど吾人は經濟學の原理と經濟策論とは混同すべきものに非ざるを信ずる也。

然りと雖も、評者は一介の學生にて猥りに著者の如き大家の名著に對し批評を加うるが如き不遜を敢てするものならんや。唯濟學の餘勢過つて稚兒の片言と變じたるのみ評者は著者の襟度が其蕪言を寬容して餘りあるものなるを信ずる也。

時正さに秋風徐ろに學窓を訪ひ、燈火親しむ可し。是れ讀書の好期、各好讀家は實業家、爲政家、學者、學生たるを問はず、等しく本書に接して著者の該博の知識と鋭敏の觀察力より得る所多からん。（高城）

フエター原著
河上肇評釋
物財の價値
大判百四十二頁　定價七十錢
四十四年八月有斐閣發行

本書の原著者は米國コーネル大學經濟學教授フランク・エー・フエター氏なり。氏は米國屈指の經濟學者にして且つ心理經濟學派の錚々たる新進の大家なり。本書は原名を

The Principles of Economics, with Applications to Practical Problems.